

(案)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 名

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について (回答)

平成28年9月9日付け20160909資第3号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款等以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20160909 資 第 3 号
平成 2 8 年 9 月 9 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款等以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第1号
平成28年9月8日

経済産業大臣 世耕弘成 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役社長 瓜生道明

平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	平成28年10月1日以降相当の期間

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内のお客さまが被災し、熊本県内全市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された熊本県および隣接する地域において被災されたお客さまから申出があった場合には、この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」という。）を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの電気料金の支払期日を、平成28年3月料金計算分（支払期日が4月14日以降となるものに限る。）は6か月間、4月料金計算分は5か月間、5月料金計算分は4か月間、6月料金計算分は3か月間、それぞれ延長する。

（実施期間満了日：平成28年10月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から12か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：平成29年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成29年4月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：平成29年4月末日）

- 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行った場合で、その申込みが平成29年4月末日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。
(実施期間満了日：平成29年4月末日)

5. 従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力，農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成29年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
(実施期間満了日：平成29年4月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成29年4月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
(実施期間満了日：平成29年4月末日)

附

則

附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（平成28年5月17日付け20160516資第12号認可。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、下記地域に災害救助法が適用され、同市町村およびその隣接市町村において被災されたお客さまに対し、特定小売供給約款以外の供給条件（平成28年5月17日付け20160516資第12号認可。）を設定しております。

当該地震による被害は甚大であり、家屋の解体工事や再建等は、今後も継続していくことが予想されます。

このため、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、あらためて特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

熊本県熊本市，八代市，人吉市，荒尾市，水俣市，玉名市，山鹿市，菊池市，宇土市，上天草市，宇城市，阿蘇市，天草市，合志市，下益城郡美里町，玉名郡玉東町，玉名郡南関町，玉名郡長洲町，玉名郡和水町，菊池郡大津町，菊池郡菊陽町，阿蘇郡南小国町，阿蘇郡小国町，阿蘇郡産山村，阿蘇郡高森町，阿蘇郡西原村，阿蘇郡南阿蘇村，上益城郡御船町，上益城郡嘉島町，上益城郡益城町，上益城郡甲佐町，上益城郡山都町，八代郡氷川町，葦北郡芦北町，葦北郡津奈木町，球磨郡錦町，球磨郡多良木町，球磨郡湯前町，球磨郡水上村，球磨郡相良村，球磨郡五木村，球磨郡山江村，球磨郡球磨村，球磨郡あさぎり町，天草郡苓北町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県大牟田市，八女市，みやま市，大分県日田市，竹田市，玖珠郡九重町，玖珠郡玖珠町，宮崎県小林市，えびの市，児湯郡西米良村，東臼杵郡椎葉村，西臼杵郡高千穂町，西臼杵郡五ヶ瀬町，鹿児島県出水市，伊佐市

以 上